

## 10. 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### **(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。**

本学はその目的を大学学則第1条（目的及び使命）において「広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし」ている。その上でこれらの目的を達成するために、同第2条（自己評価等）において、「本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」としている（資料10-1、資料10-2）。

自己点検・評価規程第9条では、「学長は、委員会が取りまとめた報告書を、学内外に公表するものとする」として、自己点検・評価の実施の後に、報告書を刊行し、大学ホームページ等でも広く公開するなど、社会に対する説明責任を果たすよう努めている。

1997（平成9）年、「熊本学園大学の現状と課題－1996年度自己点検・評価報告書」の刊行（資料10-3）をはじめとして、2000（平成12）年3月「熊本学園大学の現状と課題Ⅱ－平成10年度相互評価を受けて－」（資料10-4）、2008（平成20）年には大学基準協会による認証評価を受審し、その際に提出した自己点検・評価報告書を刊行（資料10-5）しており、認証評価結果と併せてホームページで公開している

また、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、2011（平成23）年度から教育研究上の基礎的な情報、就学上の情報、財務情報などについて本学ホームページで公開している。特に財務状況については、2008（平成20）年度決算資料から本学ホームページで公開している（資料10-6、資料10-7）。

2014（平成26）年7月には、大学ポータル（私学版）に参加し、教育情報の提供を行っている（資料10-8）。

#### **(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。**

本学の内部質保証に関する主なシステムとして挙げられるのは、内部監査および自己点検・評価制度である。

事業計画の推進および業務の適正な遂行などについて、本学園の内部監査規程に基づき、内部監査室が主に業務監査を実施し、内部統制の有効性を高めるために監事および公認会計士と連携を図る「三様監査」を実施している（資料10-9）。内部質保証の観点からは業務遂行状況や業務効率の検証について、計画的に監査を実施している。

自己点検・評価については、1994（平成6）年に全学的な自己点検・評価に臨むため、自己点検・評価委員会を設置し、1996年（平成8）年、2000（平成11）年に自己点検・評価を実施し、報告書を刊行している。2007（平成18）年には財団法人日本高等教育評価機構による機関別評価を受審し、認証を受けた。2009（平成20）年には財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、2015（平成27）年までの期間において認定されている。本学は、1994（平成6）年より適宜、自己点検・評価を行ってきたが、制度面につい

ては運営協議会を点検・評価に関する最上位機関とするのみで、明文化された規程や組織を有してこなかった。2014（平成 26）年に本学全体の自己点検・評価制度を見直し、あらためて自己点検・評価規程を設け、新制度に基づき自己点検・評価にあたっている（資料 10-10）。

これらのほかに、本学の教職員コンプライアンス意識や業務に際しての倫理的意識を徹底するものとして、「研究倫理綱領」（資料 10-11）、「人を対象とする研究倫理指針」（資料 10-12）、「研究活動の不正行為防止に関する規則」（資料 10-13）、「個人情報取り扱いに関する規程」（資料 10-14）、「人権の尊重並びにハラスメント等の防止及び対策に関する規程」（資料 10-15）を定め、各種研修と併せて啓蒙活動を行い、教職員の質の保証を担保している。

### **（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。**

今回の認証評価にあたって、自己点検・評価制度をあらためて整備し明文化したことで、全学的な点検・評価がより実効的なものとなっている。

内部監査について計画的に行い、理事長報告と理事会報告を行う。2013（平成 25）年度の実績としては、大学事務局の「学術文化課」、「教務課」、「大学院事務室」、「入試課」4 部署の業務監査を実施し、不備や問題などがあると思われる点については当該部署へ助言・指摘を行い業務の改善へとつなげている。

## **2. 点検・評価**

### **① 効果が上がっている事項**

2014（平成 26）年に、本学全体の自己点検・評価制度を見直し、自己点検・評価委員会を制度の最上位機関として設置し、点検・評価を具体的かつ円滑に進めるため、教員 3 名と職員 2 名により構成される企画運営委員会を自己点検・評価委員会の中に設置している。さらに各学部、研究科、各研究所、各センター、図書館および大学事務局の各部に点検・評価の実施主体として自己点検・評価実施委員会を設置した。これらにより全学的でより実質的な点検・評価を実施することが可能となった。

1994（平成 6）年度に差別と人権に関する委員会を設置し、学内の人権問題やハラスメント防止に関しての啓発活動および問題発生時の解決に努めてきた。2014（平成 26）年度に法人全体の委員会として新規程に基づく差別と人権に関する委員会を設け、設置校ごとに専門委員会を設置することとなった。大学においては差別と人権に関する専門委員会として、従来の委員会の活動を引き継いだ上で発展的に活動している。

内部監査においては、業務監査において問題があると思われる点については、随時当該部署へ助言等を行いながらリスク回避、業務効率の向上に努めている。

### **② 改善すべき事項**

自己点検・評価に関しては、近年では 2009（平成 20）年の認証評価受審時にしか行っておらず、2015（平成 27）年の申請に至るまでの間は実施していない。今回の認証評価を機に体制を整備し自己点検・評価にあたっているが、より実効性の高いものへと発展さ

せる必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

2015（平成27）年度より施行される改正学校教育法への対応のための規程整備およびガバナンス体制の検討が行われており、実行に向けて着実に進めている。

#### ② 改善すべき事項

年度ごとの事業計画をより確実に実行し、改善を図り効果を上げるためには、PDCAサイクルを機能させることが、極めて重要である。本学では自己点検・評価を認証評価で終わることなく、評価システム整備し、定着させ、実効性の高いものとすることで大学の質的向上を図りたい。

### 4. 根拠資料

- 10-1 熊本学園大学学則（既出 資料 1-1）
- 10-2 熊本学園大学自己点検・評価規程（既出 資料 1-35）
- 10-3 熊本学園大学の現状と課題－1996年度自己点検・評価報告書
- 10-4 熊本学園大学の現状と課題Ⅱ－平成10年度相互評価を受けて－
- 10-5 平成20年度熊本学園大学自己点検・評価報告書
- 10-6 教育情報の公開状況を示す資料  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/public/disclosure>
- 10-7 財務の情報公開状況を示す資料  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/financial/2013>
- 10-8 大学ポートレート（私学版）「熊本学園大学」  
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000728401000.html>
- 10-9 熊本学園大学内部監査規程（既出 資料 7-47）
- 10-10 商学部自己点検・評価実施委員会内規（既出 資料 1-37）
- 10-11 熊本学園大学研究倫理綱領（既出 資料 7-38）
- 10-12 熊本学園大学人を対象とする研究倫理指針（既出 資料 7-40）
- 10-13 熊本学園大学研究活動の不正行為防止に関する規則（既出 資料 7-39）
- 10-14 熊本学園大学個人情報の取り扱いに関する規程
- 10-15 熊本学園大学個人情報の取り扱いに関する規程  
（既出 資料 6-66）